

## 令和6年度経済金融活性化促進事業委託業務企画提案応募要領

沖縄県では、「令和6年度経済金融活性化促進事業」の実施に係る委託事業者を、以下の要領で公募します。

### 1 趣旨

経済金融活性化特別地区（以下「特区」という。）制度をインセンティブとした効果的な企業誘致活動を実施するため、特区内企業の就業や人材育成に関する取組を支援し、ビジネス環境としての魅力向上を図る。

### 2 委託業務の概要

(1) 業務名 令和6年度経済金融活性化促進事業委託業務

(2) 業務期間 契約締結の日から令和7年3月31日(金)まで

(3) 業務内容

経済金融活性化促進事業の効果的な実施に向け、主に以下の取り組みを実施する。

ア 特区内企業への就業を促進するための学生、求職者向け事業

①特区内企業の見学ツアーの実施

②特区内企業との就職マッチングイベントの実施

イ 特区内企業事業者のビジネススキル向上のための人材育成事業

①特区内企業集合型研修の実施

ウ 特区内企業を周知する冊子の作成及び配布等

エ 事業効果等の検証

### 3 応募参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

(1) 沖縄県内に本店又は主たる事務所を設置していること。コンソーシアムで提案を行う場合には、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。

(2) 別添仕様書に基づく業務内容を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。

(3) 沖縄県、官公庁等行政機関で類似の受託実績があり、想定する業務期間内において、別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有すること。

(4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。

(5) コンソーシアムの場合は、構成員で協定を締結すること。

(6) コンソーシアムの場合は、管理法人を1社置くものとし、代表法人が応募するものとする。

る。

- (7) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。また、コンソーシアムの構成員は、法人単体で応募することはできない。
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（※）の規定に該当しない法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (10) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (13) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。

※地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

#### 4 応募に係る事業内容

別添「令和 6 年度経済金融活性化促進事業企画提案仕様書」のとおり

#### 5 応募の手続き等

##### (1) 質問受付期間等

ア 受付期間 公告開始日 ～ 令和 6 年 4 月 10 日（水）15 時

イ 質問方法 質問書【様式 10】によりメールで提出すること。（メールのみ受付）

※メール送付後は担当者あてに電話にてご連絡ください。

ウ 送付先 IT イノベーション推進課代表メールアドレス

<aa058100(at)pref.okinawa.lg.jp>※(at)は@に置き換えてください。

エ 回答方法 IT イノベーション推進課ホームページに掲載し、最終回答は令和6年4月12日（金）までに行う予定。

(2) 提出書類の受付期間等

ア 受付期間 公告開始日 ~ 令和6年4月17日（水）17時まで

イ 提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県商工労働部 IT イノベーション推進課 情報・金融産業振興班 担当：金城

ウ 提出方法 持参・郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

エ 提出書類 「6 提出書類等」に定める書類

オ 提出部数 10部（正本1部、副本（複写）9部）

6 提出書類等

(1) 応募書類及び提出部数

① 申請書類 【提出部数：10部（正本1部（片面印刷）、写し9部（長辺とじ両面印刷）】

ア 企画提案応募申請書 . . . . .【様式1】

イ 会社概要表（コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること）. . . . .【様式2】

ウ コンソーシアム構成書（コンソーシアムの場合に限る）. . . . .【様式3】

エ 類似・関連事業受託実績書（過去3年以内）. . . . .【様式5】

※ コンソーシアムの場合は、構成員の全てについて提出すること。

オ 執行体制図 . . . . .【様式6】

カ 企画提案書 . . . . .（任意様式）

※ 審査員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。

※ A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じてA4版横置き・横書きを可とする。ただし、グラフや表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。

キ 事業実施スケジュール表 . . . . .（任意様式）

ク 経費見積書 . . . . .【様式7】

ケ その他提案に関する資料（企画提案書添付資料等）

※ ア～ケを一連にして10セット（片面印刷）作成し、各添付書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、各セットをフラットファイルに綴って提出すること。

押印を要する様式については、正本1部に押印し、他9部はそのコピーを用いること。

② 添付書類 【提出部数：2部（正本1部（片面印刷）、写し1部（片面印刷）】

- ア コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る）・・・（任意様式）
- イ 委任状（コンソーシアムの場合に限る）・・・【様式4】
- ウ 誓約書・・・【様式8】
- エ 定款及び寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- オ 応募者の概要が分かるもの（会社案内等）
- カ 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- キ 直近3年間の県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを確認できる書類
- ク 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）。なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式9】を提出すること。
- ケ 応募時点で、応募者が、沖縄県の「所得向上応援企業認証制度」の認証企業又は国の「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業である場合は、その旨が分かる書類（「9 審査基準について」を参照）

※ 上記エからケの資料について、コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。

※ キ及びクの書類については、「3 応募参加資格」を参照のこと。

※ ア～ケを一連にして2セット（片面印刷）作成し、各添付書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、1セットずつフラットファイルに綴って提出すること。また、押印を要する様式については、正本1部に押印し他はそのコピーを用いること。

③ その他書類 【提出部数：1部】

- ア 質問書・・・【様式10】

(2) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本的な方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約できることのみ表明すること。

なお、委託候補者の選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

7 スケジュール

- (1) 公告期間 公告開始日から令和6年4月17日（水）17時まで
- (2) 質問書受付期限 令和6年4月10日（金）15時まで
- (3) 提出書類受付期間 公告開始日から令和6年4月17日（水）17時まで
- (4) 審査日程等に関する通知 令和6年4月19日（金） <予定>
- (5) 企画提案審査(プレゼンテーション) 令和6年4月25日（木） <予定>

- |            |             |      |
|------------|-------------|------|
| (6) 審査結果通知 | 令和6年5月1日(水) | <予定> |
| (7) 契約締結   | 令和6年5月1日(水) | <予定> |

## 8 委託事業者の選定方法について

応募資格、申請書類及び添付書類の確認を行った上で、各要件を満たしている者に対して、令和6年4月19日(金)までにその後の審査日程等について通知する。

- (1) 選定にあたっては、沖縄県商工労働部内に設置する「経済金融活性化促進事業」企画提案等審査委員会(以下「委員会」という。)において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、その内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつける。また、審査委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。
- (2) 審査委員会からの意見に基づき、順位の高い応募者とITイノベーション推進課において協議を行い、委託範囲を決定し契約を締結する。なお、委託契約の締結を行うにあたっては、内閣府による事前確認が必要となる場合がある。
- (3) 審査委員会委員長が必要であると認めるときは、プレゼンテーション審査を行わず、書面による審査を行う場合がある。

### (4) 審査の概要

ア 日時：令和6年4月25日(木) <予定>

イ 場所：沖縄県庁内会議室またはオンライン(オンライン開催の場合はZOOM) <予定>

ウ 説明内容：「7 スケジュール(3)提出書類受付期間」内に提出した書類に基づき行うこと。

エ 説明者：2名以内

※日時、場所及びオンライン開催時のURL等は参加者確定後に通知する。

※応募の状況等に応じて日程を変更することがある。

オ 結果の通知

審査結果は、県から電子メールで送信した後、追って書面にて通知する。

## 9 審査基準について

- (1) 適合性 事業の趣旨、目的に沿った企画提案であること。
- (2) 実効性 企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、専門的知見、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。
- (3) 具体性 事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について、具体性のある事業計画であること。
- (4) 経済性 事業を遂行するに当たり、妥当な積算となっていること。
- (5) 総合評価 上記個別の審査項目を踏まえた総合評価。

なお、応募時点で以下に該当する企業については、審査において政策加点の対象とする。

- ①沖縄県の「所得向上応援企業認証制度」の認証を受けている企業
- ②国の「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業

## 10 契約

### (1) 契約の締結

委託候補者と委託業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約を締結する。

### (2) 契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。

### (3) 契約金額

契約金額については、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

### (4) 契約条項

委託候補者との協議事項とする。

- ### (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 11 積算見積に関する要件

今回の企画提案応募については、10,899千円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案公募に当たり設定したものであり、実際の契約額とは異なる。

## 12 その他

- ### (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 応募要領に違反すると認められる場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

- ### (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (4) 企画提案応募申請書等の作成に要する経費等、本事業の応募に要した経費については、応募者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案応募申請書等については返却しない。
- (6) 委託事業者の選定に関する審査内容や経過等については公表しない。
- (7) 審査の結果については、申請書を提出した者に対して文書で通知する。
- (8) 本件について検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県（商工労働部 IT イノベーション推進課）と委託事業者が協議するものとする。
- (9) その他詳細は、令和 6 年度経済金融活性化促進事業委託業務企画提案仕様書による。

**【問い合わせ・書類提出先】**

沖縄県商工労働部 IT イノベーション推進課

情報・金融産業振興班 担当：金城

TEL／098-866-2503      FAX／098-866-2455

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 - 2 - 2（沖縄県庁 8 階）